



Grant Thornton

An instinct for growth™

# Newsletter

## 租税不服申立の解決規定

19 August 2015



2015年4月20日、税務総局は、租税不服申立の解決規定を公布する2014年10月8日付け Decision No. 1720/QD-TCT に代わる Decision No. 742/QD-TCT を発行しました。今回の Grant Thornton Vietnam の Newsletter では、この新しい Decision で留意すべき事項をご紹介します。

### 適用対象:

この規定では、税務総局、税務局および税務支局に対する公民の税務不服申立の受理および解決に関するいくつかの規定を体系化して規定しており、時効、不服申立の期限、不服申立受理・解決の期限、受理・解決の対象とならない不服申立、不服申立受理・解決の条件、不服申立手続きにおける責任および管轄権限などに関する内容が規定されています。

**税務当局による行政決定**には、以下のものが含まれます:

- 推計課税の決定、納税通知。
- 免税・減税の決定。
- 税金還付の決定、税金非徴収の決定。
- 租税法違反行為に対する行政罰の決定。
- 租税行政決定の強制執行決定。
- 税務特別調査の結論。
- 法律の規定に基づくその他行政決定。
- 税務当局から公文書や通知書などの形態で発行されているが、租税管理の分野において、一定の問題に関して、一つまたは複数の対象に対して、一度限りで適用される税務当局による決定の内容を含む文書。

### 行政決定に対する時効、不服申立の期限、および、不服申立受理・解決の期限:

- 最初の不服申立に対する時効は、行政決定の受取日、または、行政行為を知った日から90日ですが、病気、天災、戦争、出張、留学、その他客観的障害の期間を除外します。

最初の不服申立に対する解決期限は、受理日から30日、または、複雑な案件の場合60日を超えません(遠隔地の場合は45日、または、複雑な案件の場合は60日を超えません)

- 2回目の不服申立に対する時効は、最初の不服申立が解決されないまま解決期限日となった日、または、不服申立人が同意できない内容での不服申立解決決定を受理した日から30日以内です(遠隔地の場合は延長されることもあります)が45日を超えません)。

2回目の不服申立に対する解決期限は、受理日から45日、または、複雑な案件の場合70日を超えません(遠隔地の場合は60日、または、複雑な案件の場合は70日を超えません)

### 受理・解決の対象とならない不服申立の場合:

- 行政決定、行政行為が、政府の規定によるリストに基づく国防、安全保障、外交の分野における国家機密の範囲に該当する場合。
- 不服申立の対象となる行政決定、行政行為が、不服申立人の権利、合法的な利益に直接関係しない場合。
- 不服申立人が十分な民事行為能力を持たず、かつ、合法的な代理人を持たない場合。
- 合法的でない代理人が不服申立する場合。
- 不服申立書に、不服申立人の署名または指紋署名を欠く場合。

- 合理的な理由無く、不服申立の時効、期限が切れた場合。
- 2回目の不服申立に対する解決決定が既になされている不服申立の場合。
- 不服申立解決の一時停止通知があり30日経ても不服申立人が不服申立を行わなかった場合。
- 裁判所により受理された、または、裁判所の判決・決定により解決された不服申立の場合。但し、行政案件の一時停止決定の場合を除く。

**行政決定、行政行為に対する不服申立解決決定の効力:**

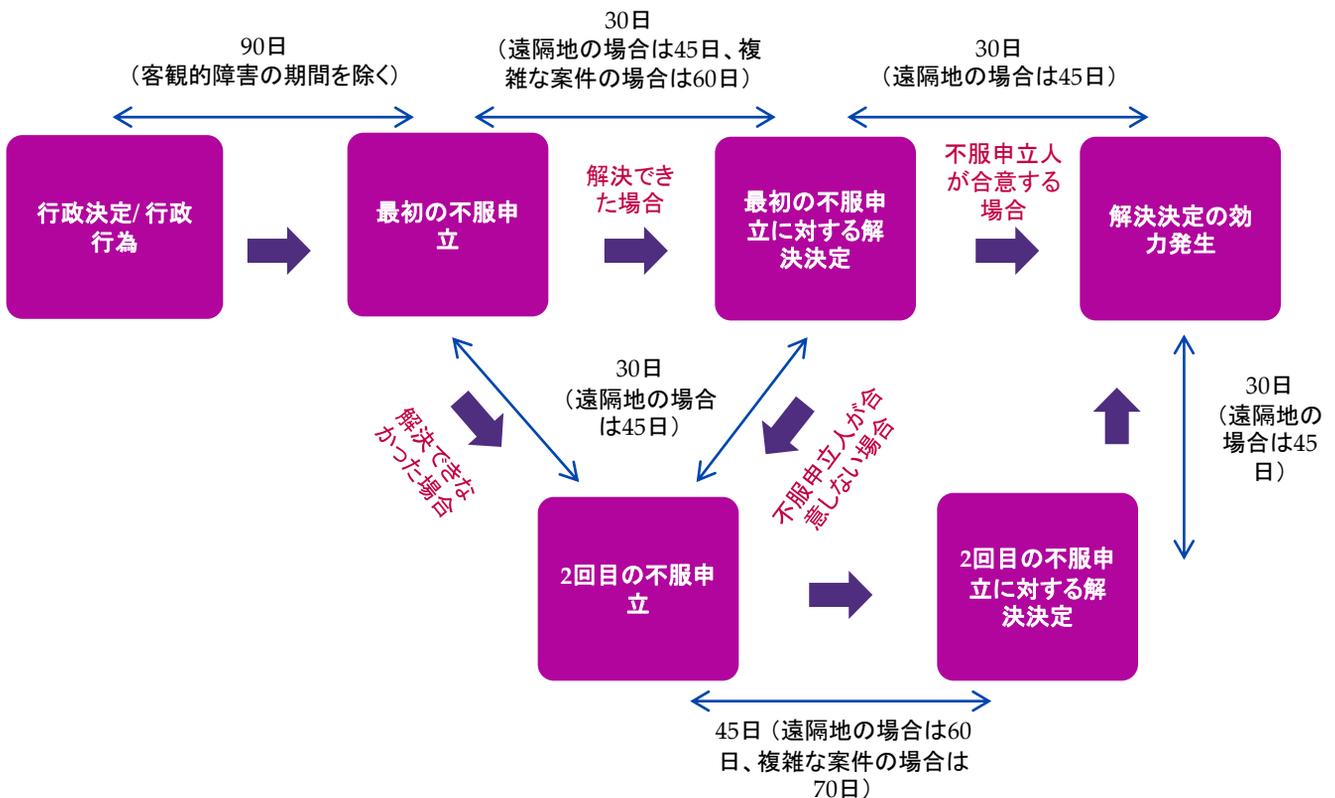
- 最初の不服申立に対する解決決定は、不服申立人が2回目の不服申立を行わない場合、決定の発行日から30日後に法的な効力が発生します。遠隔地の場合には期限が延長されることもあります。遠隔地の場合は45日を超えません。

- 2回目の不服申立に対する解決決定は、決定の発行日から30日後に法的な効力が発生します。遠隔地の場合には期限が延長されることもあります。遠隔地の場合は45日を超えません。

**発効日:**

この Decision は、署名日(即ち、2015年4月20日)から発効し、租税不服申立の解決規定を公布する2014年10月8日付け税務総局Decision No 1720/QD-TCT は廃止されます。

ご不明な点などございましたら、Grant Thornton Vietnam の税務専門家までお問い合わせ下さい。





この Newsletter は、情報提供のみを目的として作成しております。不正確または不完全な情報、または、これら情報に基づく作為または不作為から発生した損額について、Grant Thornton Vietnam は責任を負いません。

今回の Newsletter に関するご質問や詳細情報のお問い合わせは、弊社の専門家へご連絡下さい。

#### **Ha Noi Office**

18<sup>th</sup> Floor, Hoa Binh International Office Building  
106 Hoang Quoc Viet  
Cau Giay District, Ha Noi  
Vietnam  
T + 84 4 3850 1686  
F + 84 4 3850 1688

#### **Hoang Khoi**

Tax Partner  
D +84 4 3850 1618  
E Khoi.Hoang@vn.gt.com

#### **Nguyen Dinh Du**

Tax Partner  
D +84 4 3850 1620  
E Du.Nguyen@vn.gt.com

#### **大形 薫 (Kaoru Okata)**

Director – Japanese Desk  
D +84 4 3850 1680  
E Kaoru.Okata@vn.gt.com

#### **Pham Ngoc Long**

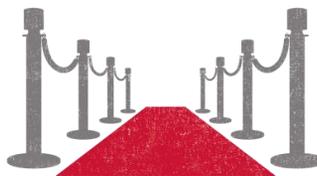
Tax Director  
D +84 4 3850 1684  
E Long.Pham@vn.gt.com

#### **Nguyen Nhat Le**

Tax Senior Manager  
D +84 4 3850 1685  
E Le.Nguyen@vn.gt.com

#### **Newsletter のダウンロードは**

下記サイトへアクセス下さい。  
[www.gt.com.vn](http://www.gt.com.vn)



#### **Ho Chi Minh Office**

28<sup>th</sup> Floor, Saigon Trade Centre  
37 Ton Duc Thang Street  
District 1, Ho Chi Minh City  
Vietnam  
T + 84 8 3910 9100  
F + 84 8 3914 3748

#### **Nguyen Hung Du**

Tax Partner  
D +84 8 3910 9231  
E HungDu.Nguyen@vn.gt.com

#### **Valerie – Teo Liang Tuan**

Tax Director  
D +84 8 3910 9235  
E Valerie.Teo@vn.gt.com

#### **則岡 智裕 (Tomohiro Norioka)**

Director – Japanese Desk  
D +84 8 3910 9205  
E Tomohiro.Norioka@vn.gt.com

#### **Tran Hong My**

Tax Director  
D +84 8 3910 9275  
E HMy.Tran@vn.gt.com

#### **Tran Nguyen Mong Van**

Tax Director  
D +84 8 3910 9233  
E MongVan.Tran@vn.gt.com

#### **Nguyen Bao Thai**

Tax Senior Manager  
D +84 8 3910 9236  
E Thai.Nguyen@vn.gt.com